

子ども・子育て支援新制度 保護者説明会

壱岐市 市民部 こども家庭課

現行の子ども・子育て支援法の給付と子どもの認定区分（支給要件）

○子どものための教育・保育給付（現行）・・・施設型給付費、地域型保育給付費等の支給

認定区分（支給要件）	保育必要量（内容）	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
<p>満3歳以上の小学校就学前子どもであって、<u>2号認定子ども以外</u>のもの（1号認定子ども） （第19条第1項第1号）</p>	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
<p>満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により<u>家庭において必要な保育を受けることが困難</u>であるもの（2号認定子ども） （第19条第1項第2号）</p>	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
<p>満3歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により<u>家庭において必要な保育を受けることが困難</u>であるもの（3号認定子ども） （第19条第1項第3号）</p>	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

子ども・子育て支援法の給付と子どもの認定区分（支給要件）

○子育てのための施設等利用給付（新設）・・・施設等利用費の支給

認定区分（支給要件）	支給に係る施設・事業
<p><u>満3歳以上</u>の小学校就学前子どもであって、<u>新2号認定子ども・新3号認定子ども以外</u>のもの（新1号認定子ども） (第30条の4第1号)</p>	幼稚園、特別支援学校等
<p><u>満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した</u>小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により<u>家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u>（新2号認定子ども） (第30条の4第2号)</p>	認定こども園、認可保育所、幼稚園、特別支援学校 (満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号)
<p><u>満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある</u>小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、<u>保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者</u>であるもの (新3号認定子ども) (第30条の4第3号)</p>	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

令和元年10月1日から年齢に応じて、幼稚園・保育所・認定こども園などを利用する子どもたちの利用料が無償化されます。

幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する子どもたち

- 3歳児クラスから5歳児クラスまでのすべての子どもの保育料が無償化されます。
3歳児クラス・・・4月1日時点で3歳の誕生日を迎えている子どものクラス（年少クラス）
- 0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもについては、住民税非課税世帯のみ保育料が無償化されます。
- 食材料費、行事費等は、これまでどおり保護者の負担となります。
ただし、〔年収360万円未満相当世帯の子ども〕と〔第3子以降の子ども〕については、保育所及び認定こども園での副食費（おかず代やおやつ代）が免除されます。
子どもが2人以上の世帯の2歳児クラスまでの子どもの保育料については、現行制度を継続し、小学校就学前までの最年長の子どもを第1子としてカウントし、第2子は半額、第3子以降は無償となります。
年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもについては、これまでどおり保育料の中に副食費分が含まれますので、給食費の新たな負担はありません

【対象となる施設・事業】

認可保育所
認定こども園
幼稚園
へき地保育所
地域型保育事業（小規模保育事業など）

幼稚園等の預かり保育を利用する子どもたち

幼稚園や認定こども園（1号認定）において、預かり保育が無償化の対象となるには、壱岐市から[保育の必要性の認定]を受ける必要があります。

[保育の必要性の認定]の要件については、就労等の要件（認可保育所利用と同等）がありますので、こども家庭課にお問い合わせください。

【対象者・保育料】

利用日数に応じて、月額上限11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

2 認可外保育施設等を利用する子どもたち

【対象者・保育料】

無償化の対象となるには、壱岐市から〔保育の必要性の認定〕を受ける必要があります。

〔保育の必要性の認定〕の要件については、就労等の要件（認可保育所利用と同等）がありますので、こども家庭課にお問い合わせください。

幼稚園・保育所・認定こども園などの認可施設を利用していない方のみ対象となります。

3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもは月額37,000円まで、0歳児クラスから2歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもは月額42,000円までの利用料が無償化されます。

3歳児クラス・・・4月1日時点で3歳の誕生日を迎えている子どものクラス（年少クラス）

【対象となる施設・事業】

認可外保育施設

一時預かり事業（保育所等で実施される一時預かり）

病児保育事業

ファミリー・サポート・センター事業

認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設や認可外の事業所内保育施設等を指します。

無償化の対象となる認可外保育施設は、市に届出を行い、壱岐市から確認を受けている施設のみとなります。

1号認定子どものうち、保育を必要としない子どもたち

【対象者・幼稚園授業料】

満3歳から5歳児クラスまでのすべての子どもの幼稚園授業料が無償化されます。

食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。

【無償化の対象となる手続き】

既に幼稚園に入園し利用されている方についての手続きは不要です。

保育を必要とし、預かり保育を利用する子どもたち

【対象者・保育料】

1号認定の幼稚園授業料の無償化については、上記 と同じです。

預かり保育が無償化の対象となるには、現在受けている1号認定に加えて壱岐市から〔新2号認定〕の認定を受けることが必要です。

〔新2号認定〕を受けるためには、利用者が壱岐市に幼稚園を通して認定の申請を行うこととなります。

以下の支給要件に該当する場合、市から〔新2号〕の認定が受けられます。

認定区分	支給要件
新2号認定	〔満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した〕子どもで、保育を必要とする要件（保護者毎に就労等）がある子ども

利用日数に応じて、〔新2号認定〕は、月額上限11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

無償化の対象となる月額上限は、〔450円×利用日数〕と幼稚園へ支払うべき預かり保育の金額の低い方となります。

預かり保育の利用料は、現物給付又は代理受領委任払い方式を検討しています。

保護者が支払いをしないで済む方法を検討しています。

（今後変更される場合があります。）

【無償化の対象となる手続き】

現行の1号認定に加え、市から新たに〔新2号認定〕を受けるため、幼稚園を通して市に認定申請書を提出する必要があります。

保育所や認定こども園（2号認定のみ）を利用する3歳児から5歳児の保護者の皆さまへ

令和元年10月1日から、3歳児クラスから5歳児クラスのお子さまの保育料が無償化となりますが、副食費（おかず代等）部分は無償化となりません。

各施設の給食の材料にかかる費用（給食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。

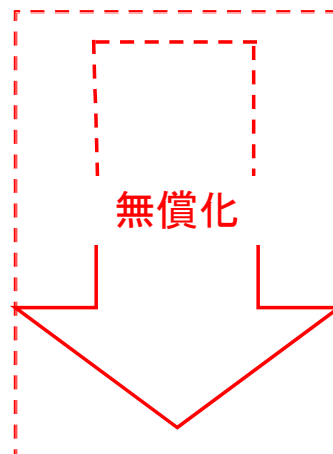
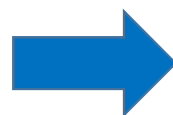
これまでも保育料の中に、副食費（おかず代・おやつ代）が含まれており、保護者の皆さまには保育料の一部として、副食費をご負担いただいております。

このため、各施設を利用する保護者も、自宅で子育てを行う保護者と同様に、無償化後も引き続き、保護者の皆さまのご負担となります。

~これまで~

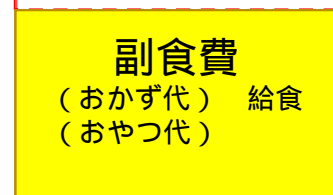
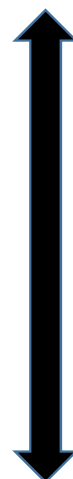


~無償化後(令和元年10月以降)~

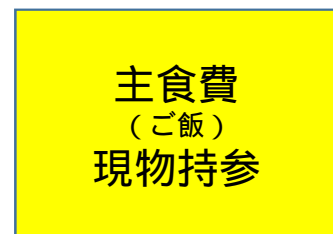


保育料(副食費を除く)が無償化されます。

保護者負担



給食費は、引き続き保護者の皆様のご負担となります。



保育所・認定こども園を利用する保護者の皆さまへ

無償化に伴い、世帯の収入や多子世帯の状況に応じて、副食費分が免除される場合があります。

対象者・対象範囲

年収360万円未満相当世帯の子ども及び第3子以降の子どもが対象です。

年収360万円未満相当の判断は、世帯構成や年収等により決定される市町村民税額を元に市が行います。

世帯収入	第1子	第2子	第3子以降
年収360万円未満相当	副食費免除	副食費免除	副食費免除
年収360万円以上相当	副食費保護者負担		副食費免除

免除となるのは、副食費（おかず代やおやつ代等）のみです。

主食費（米、麺、パン等）は免除にはなりません。

免除対象者は、副食費代を施設に支払うことはありません。

多子世帯の第3子カウント方法

多子世帯の第3子のカウント方法は、こども園の1号認定は小学校3年生までの最年長の子どもを第1子として、2号認定は小学校就学前までの最年長の子どもを第1子としてカウントします。

こども園
1号認定



2号認定



2019年10月1日から

3歳から5歳までの特に支援を必要とする子どもたちのための
児童発達支援等の利用者負担が**無償化**されます

就学前の特に支援を必要とする子どもを支援するため、下記のサービスについては、対象者の利用者負担を無料とします。

無料となるサービス

- ・児童発達支援・福祉型障害児入所施設
- ・医療型児童発達支援・医療型障害児入所施設
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・保育所等訪問支援

対象となる子ども

無償化の対象となる期間は、
「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。

(具体的な対象者の例)

時期	対象者
2019年10月1日 ～2020年3月31日	誕生日が 2013年4月2日～2016年4月1日までの特に支援を必要とする子ども
2020年4月1日 ～2021年3月31日	誕生日が 2014年4月2日～2017年4月1日までの特に支援を必要とする子ども

幼児教育・保育無償化のポイント

- 1 2号認定こどものうち、満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した就学前の子ども 「新2号認定子ども」の新設
- 2 3号認定こどものうち、満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある就学前の子どもで保護者及び同一世帯員が市民税非課税者 「新3号認定子ども」の新設
- 3 子どものための教育・保育給付（現行制度）に加え、「子育てのための施設等利用給付」の新設（無償化分）
 - ① 1号及び2号認定こどもの幼稚園授業料及び保育料の無償化
 - ※ 3歳未満児は住民税非課税世帯を対象に無償化
 - ※ 市内の幼稚園、認可保育所、へき地保育所、小規模保育施設が該当
 - ② 1号認定こどものうち預かり保育（幼稚園型）を利用する子どもについては、「新2号認定を受けた子どものみ預かり保育料が無償化」の対象

③副食費については、原則保護者負担

ただし、市民税非課税世帯及び年収360万以下の世帯については、
4,500円/月を上限として無償化

- 4 子ども・子育て制度に加入していない壱岐さくらんぼ保育園・三協事業所内保育園（認可外保育施設）についても、市に対象施設である旨の**特定子ども・子育て支援施設等確認申請書**による**届出**（認定は全国的に有効）を行い、**認定を受けることによって上限3.7万円/月までの無償化制度**に該当する。
ただし、**5年以内に国が定める質に関する基準及び運営に関する基準に達することが条件。**

※3歳未満児は、保育の必要性があると認定された、住民税非課税世帯を対象に、**4.2万円/月額まで利用料を無償化**

5. **子育てのための施設等利用給付費**については、償還払い、施設による代理受領委任払いがあるが、施設による代理受領委任払いを検討中
(保護者がなるべく支払いせずに済む方法を検討中)